

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民（県内において就学し、又は就労する者、旅行者その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において県内に滞在する者を含む。以下同じ。）の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、並びに県民、事業者、自主防災組織等及び市町村の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、これらのものが取り組むべき基本的な事項を定めることにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条例は、直接的には地域防災力の向上を、究極的には県民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的としています。

【説明】

1 「県民」

千葉県には、県民のほか、観光客など多数の他の都道府県民や外国人が滞在しており、災害発生時の被害をできる限り小さくするためには、このような方も条例の対象に含めるのが適当です。

そこで、本条例における県民とは、県内に住所を有する者のほか、県内の学校に就学する者、県内の企業等に就労する者、県内に訪れている旅行者などの災害発生時において県内に滞在する者（県内を通過する者も含む。）を対象としています。

2 「事業者」

事業とは、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的な遂行をいい、営利の要素は必要ではなく、公益法人やNPO法人などの非営利法人も、「事業者」に含まれます。他方、国、県、市町村は、「事業者」には含まれません。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- 三 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
- 四 帰宅困難者 災害が発生し、かつ、その利用すべき公共交通機関の運行が停止している場合において、自宅以外の場所にいる者のうち徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。
- 五 要配慮者 災害対策基本法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。
- 六 避難行動要支援者 災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者をいう。

【説明】

1 「災害」

災害対策基本法と同様に、社会通念上、県民の生命・身体・財産に相当の被害が生ずるものをいいます。

災害対策基本法の「災害」の定義と本条例の「災害」の定義との相違点は、①災害の要因につき、災害対策基本法では、自然現象に加えて人為的ミスを要因とするものも含めているのに対し、本条例は自然現象を要因とするものに限定していること、②例示事項として、千葉県的地域的特性を踏まえ、地盤の液状化を加えていることです。

<参考>

災害対策基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二～十 (略)

災害対策基本法施行令

(政令で定める原因)

第一条 災害対策基本法第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

2 「防災」

本条例では、単なる災害からの原状回復である復旧にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる復興についても重要であるとの認識の下、「防災」に災害復興も含めています。

3 「自主防災組織等」

「自主防災組織」とは、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいい(災害対策基本法第2条の2第2号)、具体的には、自治会、町内会等を構成単位とする防災組織をいいます。

また、自主防災組織を結成しなくとも、地域において、自発的に防災活動を行っている自治会、町内会等があり、このような組織を「その他の地域における防災活動を自発的に行う組織」として規定しました。

なお、「消防団」、「水防団」、「水防協力団体」、「自衛水防組織」、「自衛防災組織」は、本条例の「自主防災組織等」に該当しません。

4 「帰宅困難者」

県民の生命・身体・財産に相当の被害が生ずる災害が発生し、その利用すべき公共交通機関の運行が停止した場合で、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な者をいいます。

よって、公共交通機関の運行が再開された場合には、公共交通機関を利用して帰宅できることから「帰宅困難者」に該当しません。

5 「要配慮者」

災害対策基本法によれば、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(同法第8条第15号)をいい、外国人や旅行者は明示されていませんが、多彩な観光資源を有し、観光立県の推進を重要施策の一つと位置付ける千葉県の特徴を踏まえ、外国人であれば日本語による災害情報や避難情報を入手することが困難であること、旅行者であれば土地勘がないことなどから、本条例では「要配慮者」に外国人や旅行者のうち特に配慮を要する者が含まれることを確認的に規定しています。

6 「避難行動要支援者」

災害対策基本法によれば、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（同法第49条の10）をいい、本条例もこれを引用しています。

実際に避難行動要支援者に該当するかどうかの要件は、市町村ごとに、災害関係情報の取得能力、避難の必要性・避難方法等についての判断能力、避難行動に必要な身体能力等を勘案し定めるものとされています。

(基本理念)

第三条 防災に関する対策（以下「防災対策」という。）は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 災害が発生した場合における被害について、人の生命及び身体を守ることを最も優先しつつ、その最小化を図ること。
- 二 自助、共助及び公助が一体となった取組を継続的に行うこと。
- 三 被災者の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、男女双方の視点を踏まえること。

【趣旨】

本条例では、災害対策基本法の基本理念（同法第2条の2）を踏まえつつ、防災対策について千葉県として特に重視すべき点を基本理念として規定しました。なお、県だけではなく、自助・共助の主体である県民、事業者、自主防災組織等も本条例の基本理念にのっとり、防災対策を行うことが求められます。

【説明】**1 第1号関係**

自然現象による災害の発生を全て防ぎきることはできないという現実を直視し、併せて、災害対策基本法に規定されている基本理念に照らして、まずはかけがえのない人の生命・身体を最優先しつつ、被害の最小化を図ることを基本理念としています。

2 第2号関係

「災害は、忘れた頃にやってくる」ものであることから、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、そして、県、市町村等が県民を守る「公助」が、連携し、協力して、常に防災対策を行っていく必要があります。そこで、自助、共助、公助が一体となった取組を継続的に行うことを基本理念としています。

3 第3号関係**(1) 「被災者の基本的人権を尊重」**

東日本大震災の際には、福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくについて、根拠のない思い込みや偏見により避難先で差別やいじめを受けたといった事例や、避難所においてプライバシーが保護されないといった問題が発生しました。

防災対策において、災害による直接の被害に加え人権意識の欠如による二重の被害を受けることがないように、被災者の人権に配慮した支援体制や情報提供が行われることが重要です。そこで、被災者の基本的人権を尊重することを基本理念とし

ています。

(2) 「要配慮者の置かれている状況に配慮」

東日本大震災では、高齢者が逃げ遅れて津波の被害を受けたり、障害者がバリアフリー化されていない避難所や応急仮設住宅において避難生活を送ることを余儀なくされたなど、要配慮者に対する配慮が欠けるといった問題が発生しました。そこで、要配慮者の置かれている状況に配慮することを基本理念としています。

(3) 「男女双方の視点を踏まえる」

東日本大震災では、女性用の物資が不足したり、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室が設置されないなど、女性が避難生活に困難を抱えるといった問題が生じました。このような問題を解決するためには、被災時における男女のニーズの違いを踏まえ、女性に配慮した防災対策を行う必要があります。また、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場において、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ることも重要です。そこで、男女双方の視点を踏まえることを基本理念としています。

<参考>

災害対策基本法

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適

切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(県民の役割)

第四条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自らの生命、身体及び財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団及び水防団（以下「消防団等」という。）、自主防災組織等並びにボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、第3条の基本理念を受けて、県民の役割として、自助の取組としては自らの生命・身体・財産を守るための防災対策を、また、共助の取組としては地域における防災活動を、それぞれ、自発的かつ積極的に行うよう努めるものとするとともに、公助の取組に協力するよう努めるものとなりました。

【説明】

「消防団」

市町村の一組織ですが、常勤の公務員により構成される消防本部や消防署と異なり、非常勤の公務員である一般市民により構成される消防機関であり、地域においては、公助の側面とともに共助の側面も有しています。本条例は、自助・共助の取組をより一層促進することを主眼としていることから、共助の側面を有している消防団について、特に規定しています。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団等、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、第3条の基本理念を受けて、事業者の役割として、従業者、施設利用者等の生命・身体を守るための防災対策や地域における防災活動への参加など、自助・共助の取組を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとするとともに、公助の取組に協力するよう努めるものとししました。

【説明】**1 「従業者、施設利用者等」**

従業者、事業者の施設を利用する者、来客者のほか、周辺の地域住民が考えられます。

2 「消防団」

市町村の一組織ですが、常勤の公務員により構成される消防本部や消防署と異なり、非常勤の公務員である一般市民により構成される消防機関であり、地域においては、公助の側面とともに共助の側面も有しています。本条例は、自助・共助の取組をより一層促進することを主眼としていることから、共助の側面を有している消防団について、特に規定しています。

(自主防災組織等の役割)

第六条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、第3条の基本理念を受けて、地域における共助の担い手である自主防災組織等の役割として、地域住民の生命・身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとするとともに、公助の取組に協力するよう努めるものとなりました。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法に基づく当該市町村の地域防災計画に即して、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、住民、事業者、自主防災組織等、国、県その他の関係者と連携しつつ、防災対策を推進するものとする。

【趣旨】

防災対策を行うに当たっては、住民に身近な市町村の役割が極めて重要であることから、災害対策基本法に規定されている市町村の責務(同法第5条)を踏まえて、確認的に市町村の役割として、市町村は、基礎的な地方公共団体として、市町村の地域防災計画に即して、災害から住民の生命・身体・財産を守るため、関係者と連携しつつ、防災対策を推進するものとなりました。

(県の責務)

第八条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民、事業者、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携しつつ、千葉県地域防災計画その他の防災に関連する計画に基づき、防災対策を総合的に推進するものとする。

【趣旨】

本条では、第3条の基本理念を受けて、県の責務として、市町村を包括する広域の地方公共団体として、災害から県民の生命・身体・財産を守るため、関係者と連携しつつ、千葉県地域防災計画などの防災に関連する計画に基づき、防災対策を総合的に推進するものとししました。

【説明】**「その他の防災に関連する計画」**

公共土木施設等の整備に関する計画など、計画そのものは防災に関する計画でなくても、防災についての記述があるものは含まれます。

具体的には、県が従うべき計画であって、災害対策基本法に規定されている、水防計画、海岸保全基本計画、地すべり防止工事に関する基本計画など（同法第41条）のほか、災害対策基本法に規定されていない計画であっても、防災に関する事項が記述されている石油コンビナート等防災計画などが含まれます。